

地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人たつの市民病院機構給与規程（以下「給与規程」という。）、地方独立行政法人たつの市民病院機構非常勤職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	給料の額（月額）
理事長	620,000円
理事	460,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。この場合において、これらの基準日前1か月以内に退職し、失職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在)において、受けるべき給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人たつの市民病院機構評

価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与に係る在職期間には、たつの市職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者のたつの市職員としての在職期間を含むものとする。

5 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。
(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(給与の支払方法)

第9条 役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(準用)

第12条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第13条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 令和5年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。